

ID: 3038

担当部署: 総務課

処分の概要	譲渡又は譲受の許可		
法令名称 根拠条項	火薬類取締法 第17条第1項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第17条第1項及び第2項の規定による。 (譲渡又は譲受けの許可)</p> <p>第17条 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受け、又はその製造した火薬類を譲り渡すとき。</p> <p>(2) 販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受け、又はその譲り受けた火薬類を譲り渡すとき。</p> <p>(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲(殺傷を含む。以下この号において同じ。)をすることの許可を受けた者(当該許可を受けた者が同条第8項に規定する法人である場合にあっては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者)若しくは同法第14条の2第8項に規定する都道府県等(当該都道府県等が法人である場合にあっては、同条第9項の規定により当該都道府県等を同法第9条第1項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして適用する同条第8項に規定する従事者証の交付を受けた者)であつて装薬銃を使用するもの又は同法第55条第2項に規定する狩猟者登録を受けた者が、鳥獣の捕獲をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。</p> <p>(4) 鉱業法(昭和25年法律第289号)により鉱物の試掘又は採掘をする者が、鉱物を掘採する目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。</p> <p>(5) 第24条第1項の許可を受けて火薬類を譲り受けるとき。</p> <p>(6) 法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けるとき。</p> <p>2 都道府県知事は、譲渡又は譲受けの目的が明らかでないとき、その他譲渡又は譲受けが、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をしてはならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日